

第1回 森林吸収源対策税制に関する検討会

議事次第

〔平成29年4月21日(金)
10:30～12:00
合同庁舎2号館7階 省議室〕

- 1 開会
- 2 高市総務大臣挨拶
- 3 原田総務副大臣挨拶
- 4 富樫総務大臣政務官挨拶
- 5 座長挨拶
- 6 検討会構成員紹介
- 7 議事
 - (1) 森林吸収源対策税制について（検討経緯等）
 - (2) 自由討議
- 8 閉会

配布資料

- (資料1) 「森林吸収源対策税制に関する検討会」開催要綱
 - (資料2) 森林吸収源対策に係る財源確保についての検討経緯
 - (資料3) 森林吸収源対策に係る財源確保についての
地方財政審議会及び地方団体の意見
 - (資料4) 森林吸収源対策税制に関する論点
 - (資料5) 森林吸収源対策税制に関する検討会のスケジュール
(イメージ)
- (参考資料) 個人住民税の概要等

「森林吸収源対策税制に関する検討会」開催要綱

1. 趣 旨

税制抜本改革法、経済財政運営と改革の基本方針、与党税制改正大綱等を踏まえ、地方財政審議会に「森林吸収源対策税制に関する検討会」を設置し、市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるための森林環境税(仮称)の創設に向けて、具体的な仕組み等について総合的な検討を行う。

2. 名 称

本検討会は、「森林吸収源対策税制に関する検討会」(以下「検討会」という。)と称する。

3. 構 成

- (1) 関連する分野の学識経験者として、別紙に掲げる地方財政審議会特別委員(地方財政審議会令第2条第2項に基づき総務大臣が任命)を検討会の構成員とする。
- (2) (1)の者に加え、地方財政審議会委員及び別紙に掲げる地方公共団体関係者をもって、検討会を構成する。

4. 運 営

- (1) 検討会に座長を置き、地方財政審議会会長があらかじめ座長を選任する。
- (2) 検討会は、座長が運営する。
- (3) 検討会は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。
- (4) 検討会の会議は、原則として公開しないが、会議終了後、配付資料を公表するとともに、必要に応じブリーフィングを行う。また、速やかに会議の議事概要を作成し、これを公表するものとする。

「森林吸収源対策税制に関する検討会」

(敬称略)

(地方財政審議会委員)

堀場 勇夫 会長

植木 利幸

鎌田 司

中村 玲子

宗田 友子

(地方財政審議会特別委員)

神山 弘行 一橋大学大学院法学研究科准教授

◎小西 砂千夫 関西学院大学大学院経済学研究科・
人間福祉学部教授

佐藤 英明 慶應義塾大学大学院法務研究科教授

勢一 智子 西南学院大学法学部教授

土屋 俊幸 東京農工大学大学院農学研究院教授

林 宏昭 関西大学経済学部教授

諸富 徹 京都大学大学院経済学研究科教授

(地方公共団体関係者)

村井 嘉浩 宮城県知事 (全国知事会地方税財政常任
委員会委員)

本間 源基 茨城県ひたちなか市長 (全国市長会都市
税制調査委員会副委員長)

更谷 慈禧 奈良県十津川村長 (全国町村会副会長)

◎=座長

森林吸収源対策に係る 財源確保についての検討経緯

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための 消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）（抄）

（税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置）

第七条 第二条及び第三条の規定により講じられる措置のほか、政府は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）附則第百四条第一項及び第三項に基づく平成二十四年二月十七日に閣議において決定された社会保障・税一体改革大綱に記載された消費課税、個人所得課税、法人課税、資産課税その他の国と地方を通じた税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策について、次に定める基本的方向性によりそれらの具体化に向けてそれぞれ検討し、それぞれの結果に基づき速やかに必要な措置を講じなければならない。

- 一 消費課税については、消費税率（地方消費税率を含む。以下この号において同じ。）の引上げを踏まえて、次に定めるとおり検討すること。
- ヲ 森林吸収源対策（森林等による温室効果ガスの吸収作用の保全等のための対策をいう。）及び地方の地球温暖化対策に関する財源確保について検討する。

平成26年度与党税制改正大綱（抄）

平成25年12月12日
自由民主党・公明党

第三 検討事項

15（略）

このため、税制抜本改革法第7条の規定に基づき、森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源の確保について、財政面での対応、森林整備等に要する費用を国民全体で負担する措置等、新たな仕組みについて専門の検討チームを設置し早急に総合的な検討を行う。

平成27年度与党税制改正大綱（抄）

平成26年12月30日
自由民主党・公明党

第三 検討事項

14 森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源の確保について、財政面での対応、森林整備等に要する費用を国民全体で負担する措置等、新たな仕組みの導入に関し、森林整備等に係る受益と負担の関係に配慮しつつ、COP21に向けた2020年以降の温室効果ガス削減目標の設定までに具体的な姿について結論を得る。

経済財政運営と改革の基本方針2014 ～デフレから好循環拡大へ～（抄）

平成26年6月24日

閣議決定

第2章 経済再生の進展と中長期の発展に向けた重点課題

4. 安心・安全な暮らしと持続可能な経済社会の基盤確保

（4）地球環境への貢献

（前略）森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源の確保の新たな仕組みについて、森林整備等に係る受益と負担の関係に配慮しつつ、早急に総合的な検討を進める。（後略）

経済財政運営と改革の基本方針2015 ～経済再生なくして財政健全化なし～（抄）

平成27年6月30日

閣議決定

第2章 経済の好循環の拡大と中長期の発展に向けた重点課題

4. 安心・安全な暮らしと持続可能な経済社会の基盤確保

[4] 地球環境への貢献

（前略）森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源の確保について、財政面での対応、森林整備等に要する費用を国民全体で負担する措置等、新たな仕組みの導入に関し、森林整備等に係る受益と負担の関係に配慮しつつ、COP21に向けた2020年以降の温室効果ガス削減目標の設定までに具体的な姿について結論を得る。（後略）

第一 平成28年度税制改正の基本的考え方

7 森林吸収源対策

2020年度及び2020年以降の温室効果ガス削減目標の達成に向けて、森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する安定的な財源の確保についての新たな仕組みとして、以下の措置を講ずる。

- (1) エネルギー起源CO₂の排出抑制のための木質バイオマスのエネルギー利用や木材のマテリアル利用を普及していくことは、森林吸収源対策の推進にも寄与することから、地球温暖化対策のための税について、その本格的な普及に向けたモデル事業や技術開発、調査への活用を充実を図ることとし、経済産業省、環境省、林野庁の3省庁は連携して取り組む。
- (2) 森林整備や木材利用を推進することは、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や地方創生、快適な生活環境の創出などにつながり、その効果は広く国民一人一人が恩恵を受けるものである。しかしながら、森林現場には、森林所有者の特定困難や境界の不明、担い手の不足といった、林業・山村の疲弊により長年にわたり積み重ねられてきた根本的な課題があり、こうした課題を克服する必要がある。

このため、森林整備等に関する市町村の役割の強化や、地域の森林・林業を支える人材の育成確保策について必要な施策を講じた上で、市町村が主体となった森林・林業施策を推進することとし、これに必要な財源として、都市・地方を通じて国民に等しく負担を求め、市町村による継続的かつ安定的な森林整備等の財源に充てる税制（森林環境税（仮称））等の新たな仕組みを検討する。その時期については、適切に判断する。

平成28年6月2日
閣議決定

第2章 成長と分配の好循環の実現

5. 安全・安心な暮らしと持続可能な経済社会の基盤確保

(4) 地球環境への貢献

（前略）森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源の確保について、エネルギー起源CO₂排出抑制のための木質バイオマスのエネルギー利用や木材のマテリアル利用の普及に向けて地球温暖化対策税のモデル事業や技術開発、調査への活用の充実を図るとともに、森林整備等に関する市町村の役割の強化や、地域の森林・林業を支える人材の育成確保策について必要な施策を講じた上で、市町村が主体となった森林・林業施策を推進するために必要な財源として、都市・地方を通じて国民に等しく負担を求め、市町村による継続的かつ安定的な森林整備等の財源に充てる税制（森林環境税（仮称））等の新たな仕組みを検討する。その時期については、適切に判断する。また、安定的な財源が確保されるまでの間においても、森林吸収源対策のための必要な施策を着実に推進する。（後略）

第一 平成29年度税制改正の基本的考え方

6 森林吸収源対策

2020年度及び2020年以降の温室効果ガス削減目標の達成に向けて、森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する安定的な財源の確保について、以下の措置を講ずる。

- (1) エネルギー起源CO₂の排出抑制のための木質バイオマスのエネルギー利用や木材のマテリアル利用を普及していくことは、森林吸収源対策の推進にも寄与することから、地球温暖化対策のための税について、その本格的な普及に向けたモデル事業や技術開発、調査への活用の充実を図るため、経済産業省、環境省、林野庁の3省庁は、引き続き連携して取り組む。
- (2) 森林整備や木材利用を推進することは、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や地方創生、快適な生活環境の創出などにつながり、その効果は広く国民一人一人が恩恵を受けるものである。しかしながら、森林現場には、森林所有者の特定困難や境界の不明、担い手の不足といった、林業・山村の疲弊により長年にわたり積み重ねられてきた根本的な課題がある。その対策に当たっては、森林現場に近く所有者に最も身近な存在である市町村の果たす役割が重要となる。

このため、市町村による林地台帳の整備を着実に進めるとともに、公益的機能の発揮が求められながらも、自然的・社会的条件が不利であることにより所有者等による自発的な間伐等が見込めない森林の整備等に関する市町村の役割を明確にしつつ、地方公共団体の意見も踏まえながら、必要な森林関連法令の見直しを行うこととし、以下のような施策の具体化を進める。

- ① 市町村から所有者に対する間伐への取組要請などの働きかけの強化
- ② 所有者の権利行使の制限等の一定の要件の下で、所有者負担を軽減した形で市町村自らが間伐等を実施
- ③ 要間伐森林制度を拡充し、所有者が不明の場合等においても市町村が間伐を代行
- ④ 寄附の受入れによる公的な管理の強化
- ⑤ 地域における民間の林業技術者の活用等による市町村の体制支援

このような施策を講じることにより市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税(仮称)の創設に向けて、地方公共団体の意見も踏まえながら、具体的な仕組み等について総合的に検討し、平成30年度税制改正において結論を得る。

民有林整備に係る課題解決の方向

林野庁資料
に基づき作成

民有林整備の妨げとなっている要因

無関心な所有者の存在

所有者・境界が不明確な森林の存在

林業の担い手の不足

木材需要の低迷 等

世代交代や不在村化等により今後更に増加

新たに対応が必要な課題

<以下の取組を既に推進>
・森林組合等による集約化
・所有者・境界明確化の支援
・林地台帳整備

<以下の取組を既に推進>
・「緑の雇用」事業
・緑の青年就業給付金
等

<以下の取組を既に推進>
・木材安定供給体制の整備
・CLT等の開発・普及
等

市町村の体制についての課題は残されたまま

- ・ 森林組合等による所有者・境界明確化の取組や働きかけだけでは解決しない
- ・ 自発的な施業を促す現行の対策に限界がある中、当該森林の自然・社会的条件も踏まえながら、公的主体による森林整備を推進する必要

課題解決の方向

森林現場や所有者に最も近い市町村段階で行政の役割を強化
(例: 市町村から直接の働きかけ、間伐等の市町村実施、公有林化)

合わせて

市町村への支援体制を整備

要間伐森林制度の拡充など、関係法令(森林法、間伐等特措法等)の改正を含め検討

間伐等適切な森林整備の推進

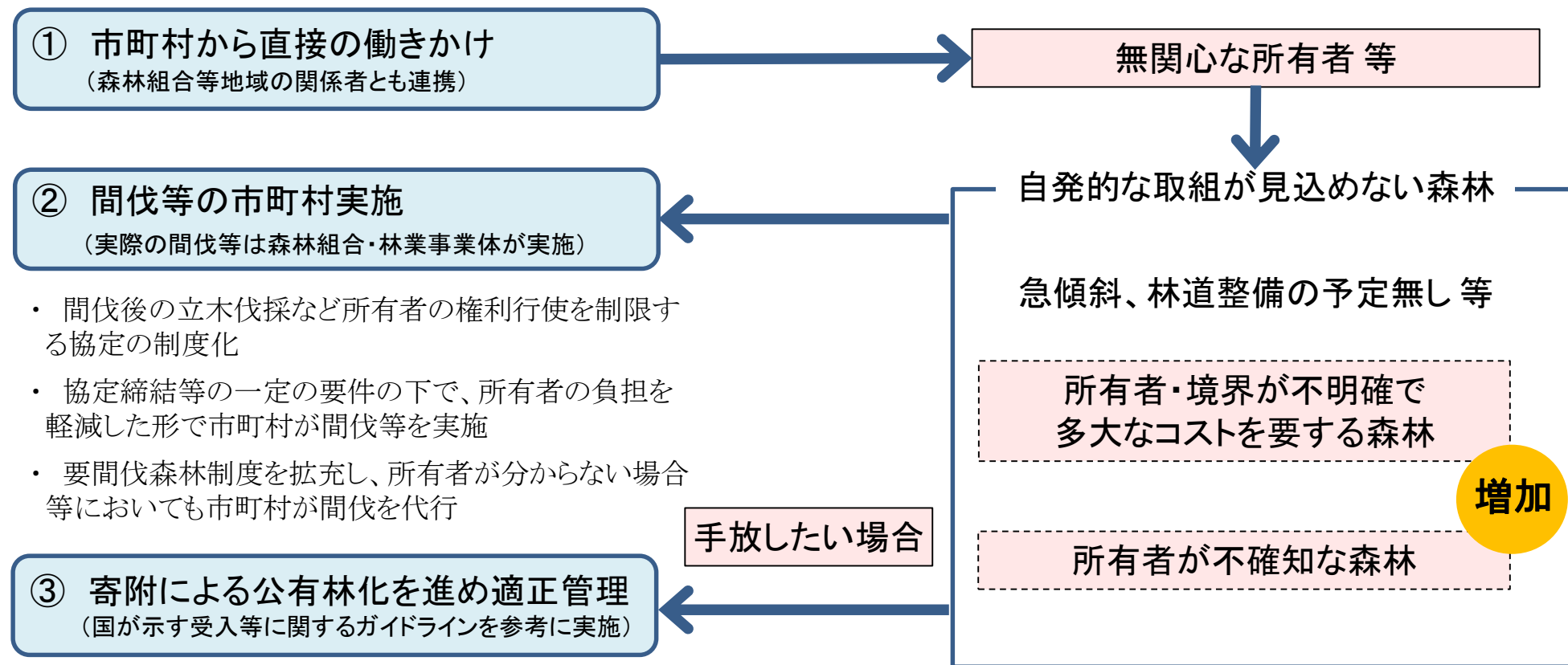
地球温暖化防止

国土保全等

地方創生

- 公益的機能の発揮が求められながら、自然的・社会的条件が不利であることにより、現行の施策では放置されている森林について、市町村が主体となって新たに整備・管理する取組を推進。
- また、このような市町村主体の森林整備によって、地元の林業事業者などの担い手が継続的かつ安定的に間伐等の作業を実施できるようになれば、地域の雇用安定にもつながる。

■ 市町村主体の森林整備



■ 市町村への支援体制の整備

- ④ 地域における民間の林業技術者の積極的な活用等による支援体制の整備

- ・ 林業技術者の嘱託職員等としての雇用、既存の法人への業務の一部の委託を想定し、条件整備(技術者の登録・研修)

森林吸収源対策に係る財源確保についての 地方財政審議会及び地方団体の意見

平成27年11月20日
地方財政審議会

第二 平成28年度地方税制改正等への対応

5 地方の地球温暖化対策に関する財源確保

我が国の温室効果ガスの削減目標は、一昨年で開催された気候変動枠組条約第19回締約国会議（COP19）において、2020年度に3.8%減（2005年度比）と表明された。また、本年開催されるCOP21での合意に向け、約束草案（政府原案）においては、2030年度に26.0%減（2013年度比）とすることを決定している。これらの目標を達成するためには、エネルギー起源CO₂排出抑制対策や、森林吸収源対策等を総合的に推進する必要がある。

国においては、地球温暖化対策を推進する観点から、平成24年10月より、全化石燃料を対象とした石油石炭税の税率を上乗せする措置を導入し、平成26年度に税率を引上げ、平成28年度に最終的な税率の引上げを予定している。

一方、地方自治体においては、森林吸収源対策などの地球温暖化対策について、各地域の風土にあった形で創意工夫しながら様々な分野で中心的に事業を実施している。

現実に地方自治体が果たしている役割を踏まえると、地球温暖化対策の財源を確実に確保することが必要である。国においては上記のとおり、国税である石油石炭税の税率上乗せという形式でCO₂排出抑制対策の財源を確保することとしていることから、石油石炭税の上乗せ分の用途を森林吸収源対策に拡大するとともに、その一定割合を地方へ譲与すべきとする地方自治体からの意見等も踏まえ、地方の財源を確保・充実する制度を構築すべきである。

平成28年11月18日
地方財政審議会

第二 平成29年度地方税制改正等への対応

6 森林吸収源対策に係る地方財源の確保

我が国の温室効果ガスの削減目標は、2013年に開催した気候変動枠組条約第19回締約国会議（COP19）において、2020年度に2005年度比3.8%削減と表明された。また、昨年末のCOP21で締結されたパリ協定に向け政府が提出した約束草案においては、2030年度に、2013年度比26.0%削減することとされている。今後、これらの目標を達成するため、森林吸収源対策を総合的に推進することが必要である。

平成28年度与党税制改正大綱においては、森林整備等に関する市町村の役割の強化や、地域の森林・林業を支える人材の育成確保策について必要な施策を講じた上で、市町村が主体となった森林・林業施策を推進することとされた。また、これに必要な財源として、都市・地方を通じて国民に等しく負担を求め、市町村による継続的かつ安定的な森林整備等の財源に充てる税制（森林環境税（仮称））等の新たな仕組みを検討し、その時期については、適切に判断することとされた。

このため、まずは森林整備等に関する市町村の役割の強化等の施策が講じられることが必要である。その上で、税制等の新たな仕組みを検討する際には、国・都道府県・市町村の森林整備等に係る役割分担等について、一部の地方自治体が独自に実施している超過課税との関係にも留意しつつ、整理するとともに、国民負担のあり方などについて、地方自治体からの意見等も踏まえ、幅広く丁寧な検討が必要である。

森林吸収源対策に関する地方団体の要望等

○ 全国知事会：平成29年度税財政等に関する提案（平成28年10月）

今後、新たな税制等を検討する際には、国・都道府県・市町村の役割分担及び税源配分のあり方などの課題について十分整理するとともに、これまで森林整備等について都道府県が積極的に関わってきていることも踏まえた仕組みとすべきである。その際、現在、都道府県を中心として独自に課税している森林環境税等との関係についても、地方の意見を踏まえて、しっかりと調整すべきである。

○ 全国市長会：平成29年度都市税制改正に関する意見（平成28年10月）

地方の地球温暖化対策に関する財源確保について、今後、税制等の新たな仕組みを検討する際には、国・都道府県・市町村の森林整備等に係る役割分担を整理したうえで、市町村の役割に応じた継続的かつ安定的な財源確保の仕組みとすること。

○ 全国町村会：平成29年度税制改正に関する要望（平成28年10月）

平成28年度税制改正大綱において、「都市・地方を通じて国民に等しく負担を求め、市町村による継続的かつ安定的な森林整備等の財源に充てる税制（森林環境税（仮称））等の新たな仕組みを検討する」と明記されたことから、森林・林業・山村対策の抜本的強化をはかるための「全国森林環境税」を早期に導入すること。

○ 全国森林環境税創設促進連盟 全国森林環境税創設促進議員連盟 平成29年度地方税制改正に関する要望について（平成28年10月）

平成28年度税制改正大綱において、「都市・地方を通じて国民に等しく負担を求め、市町村による継続的かつ安定的な森林整備等の財源に充てる税制（森林環境税（仮称））等の新たな仕組みを検討する」と明記されたことから、森林・林業・山村対策の抜本的強化をはかるための「全国森林環境税」を早期に導入すること。

○ 指定都市市長会：平成29年度税制改正要望事項（平成28年9月）

- ① 地方公共団体が地球温暖化対策に果たす役割と責任を踏まえ、エネルギー起源CO₂排出抑制策等の地球温暖化対策に係る諸施策を地域において総合的に進めるための市町村の税財源を確保・充実する制度を早急に創設すること。
- ② 地球温暖化対策の一環として、森林吸収源対策に必要な財源について、市町村による継続的かつ安定的な森林整備等の財源に充てる税制等の新たな仕組みを早急に創設すること。また、その検討に当たっては、指定都市を含めた地方団体の意見を十分に反映させること。

全国知事会

森林吸収源対策のための税については、市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め森林環境税(仮称)の創設に向けて、地方公共団体の意見も踏まえながら、具体的な仕組み等について総合的に検討し、平成30年度税制改正において結論を得るとされたが、これまで森林整備等に都道府県が積極的に関わってきていることについての対応、都道府県を中心として独自に課税している森林環境税等との関係については示されておらず、また、税収を全額地方税財源とすること等の具体の制度設計についても触れられていない。

今後の検討にあたっては、地方公共団体の意見も踏まえながらとされていることから、地方の意見を十分踏まえ、税収は全額地方の税財源となるよう制度設計するとともに、都道府県の役割や都道府県を中心として独自に課税している森林環境税等との関係について、しっかりと調整するよう強く求める。

全国市長会

森林環境税については、大綱において、具体的な手法の例示や結論を得る時期が明記されたところである。

森林整備の推進は、森林が国土の約7割を占める我が国にとって、重要かつ喫緊の課題であり、そのための恒久財源の確保は必要不可欠なものであるが、国民に等しく負担を求める以上、新たな仕組みの導入に際しては、国・都道府県・市町村の役割分担をしっかりと整理したうえで、我々都市自治体の意見を十分に踏まえていただきたい。

全国町村会

本会が長年求めてきた全国森林環境税の創設については、「個人住民税均等割の枠組みの活用を含め都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税(仮称)の創設に向けて、地方公共団体の意見も踏まえながら、具体的な仕組み等について総合的に検討し、平成30年度税制改正において結論を得る」と明記された。

これは、我々町村の悲願実現に向けて大きな前進であり、大綱の取りまとめに際し多大な努力を傾けられた与党関係者の方々に厚く御礼申し上げる。

森林吸収源対策税制に係る論点

○税の目的・性格、基本的な枠組み

○税収の使途

○税収の配分に関する考え方（配分先、配分の基準等）

○都道府県等における超過課税との関係

等

※. 上記の論点を検討するに当たり、市町村が主体となって実施する森林整備等に関する新たな施策（森林関連法令の見直しを含む。）の具体化の状況及びそれに伴う森林整備等に関する国、都道府県、市町村の役割分担等を確認しておくことが必要

森林吸収源対策税制に関する検討会の スケジュール（イメージ）

【本日（4月）】

第1回：検討会の運営、

森林吸収源対策に係る財源確保についての検討経緯、

森林吸収源対策税制に関する論点 等

【5月】

第2回：森林整備の状況等（林野庁からのヒアリング） 等

【6月以降】

第3回以降：森林吸収源対策税制に関する基本的な制度設計に
関する検討

原則、毎月1回程度開催。

夏頃に中間とりまとめ、秋頃に最終とりまとめを目指す。

個人住民税の概要等

個人住民税の概要

- 個人住民税は、広く住民が地域社会の費用を分担するもの。
- 個人住民税には、市町村民税と道府県民税がある。
- 納税義務者は、市町村(都道府県)に住所を有する個人である。

平成18年度税制改正において、所得税から個人住民税(所得割)への税源移譲を実施(約3兆円。平成19年度個人住民税から)
→5, 10, 13%の3段階から、10%(市町村:6%、都道府県4%)の比例税率へ移行

均等割 非課税限度額を上回る者に定額の負担を求めるもの

	標準税率(年額)
市町村民税	3,500円
道府県民税	1,500円

	税収	納税義務者数
個人住民税	約3,300億円	約6,200万人

※復興財源確保のため、平成26年度から平成35年度分までの間、標準税率が年1,000円(市町村民税500円、道府県民税500円)上げられている。

個人住民税

所得割 納税義務者(※)の所得金額に応じた税額の負担を求めるもの(一律10%)

(※)非課税限度額の制度あり

	標準税率
市町村民税	6%
道府県民税	4%

	税収	納税義務者数
個人住民税	約11兆6,900億円	約5,700万人
(参考)所得税	約18兆2,000億円	約5,300万人

※県費負担教職員制度の見直しに伴う税源移譲により、指定都市に住所を有する者は、道府県民税2%・市民税8%となる(平成30年度分個人住民税から)。

利子割

配当割

株式等譲渡所得割

税率5% 税収 約4,700億円

- (注) 1. 税収は、個人住民税、所得税(復興特別所得税を含む。)ともに平成27年度決算額による。
2. 納税義務者数は、個人住民税、所得税ともに「平成28年度市町村税課税状況等の調」による。
3. 復興財源確保のための均等割の標準税率の上げは、「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」(平成23年12月2日法律第118号)に基づく。

森林環境・水源環境の保全を目的とした超過課税の実施状況（平成28年11月30日現在）

- 地方団体では、課税自主権を活用し、森林環境・水源環境の保全を目的とした超過課税を行っている。
- 都道府県では37団体、市町村では1団体（横浜市）が実施。
- 対象税目・税率・用途等については、地方団体が住民の理解を得ながらそれぞれ独自に決定している。

〔税目〕 個人住民税及び法人住民税

〔税率〕 個人住民税均等割：年額 300円～1,200円を上乗せ（38団体）、個人住民税所得割に0.025%を上乗せ（1団体）
法人住民税均等割：年額 500円～270,000円を上乗せ（35団体）

- 税収規模：319.0億円（平成27年度決算額）

団体名	個人住民税		法人住民税		税収合計
	税率 (超過分)	税収 (超過分)	税率 (超過分)	税収 (超過分)	
岩手県	1,000円	5.9億円	2,000円～80,000円	1.5億円	7.4億円
宮城県	1,200円	12.9億円	2,000円～80,000円	3.5億円	16.4億円
秋田県	800円	3.7億円	1,600円～64,000円	0.9億円	4.6億円
山形県	1,000円	5.4億円	2,000円～80,000円	1.2億円	6.6億円
福島県	1,000円	9.1億円	2,000円～80,000円	2.1億円	11.2億円
茨城県	1,000円	14.7億円	2,000円～80,000円	2.7億円	17.5億円
栃木県	700円	6.8億円	1,400円～56,000円	1.6億円	8.4億円
群馬県	700円	6.7億円	1,400円～56,000円	1.6億円	8.3億円
神奈川県	300円	13.3億円	—	—	38.9億円
	0.025% (所得割)	25.6億円	—	—	
富山県	500円	2.8億円	1,000円～80,000円	0.9億円	3.7億円
石川県	500円	2.8億円	1,000円～40,000円	0.9億円	3.7億円
山梨県	500円	2.1億円	1,000円～40,000円	0.6億円	2.7億円
長野県	500円	5.4億円	1,000円～40,000円	1.3億円	6.7億円
岐阜県	1,000円	10.0億円	2,000円～80,000円	2.0億円	12.0億円
静岡県	400円	7.9億円	1,000円～40,000円	1.9億円	9.8億円
愛知県	500円	18.6億円	1,000円～40,000円	3.8億円	22.4億円
三重県	1,000円	8.7億円	2,000円～80,000円	1.8億円	10.5億円
滋賀県	800円	5.4億円	2,200円～88,000円	1.6億円	7.0億円
京都府	600円	—	—	—	—
大阪府	300円	—	—	—	—
兵庫県	800円	20.1億円	2,000円～80,000円	4.4億円	24.5億円

団体名	個人住民税		法人住民税		税収合計
	税率 (超過分)	税収 (超過分)	税率 (超過分)	税収 (超過分)	
奈良県	500円	3.1億円	1,000円～40,000円	0.6億円	3.7億円
和歌山県	500円	2.2億円	1,000円～40,000円	0.5億円	2.7億円
鳥取県	500円	1.4億円	1,000円～40,000円	0.4億円	1.8億円
島根県	500円	1.7億円	1,000円～40,000円	0.4億円	2.1億円
岡山県	500円	4.4億円	1,000円～40,000円	1.1億円	5.5億円
広島県	500円	6.6億円	1,000円～40,000円	1.8億円	8.4億円
山口県	500円	3.3億円	1,000円～40,000円	0.7億円	4.0億円
愛媛県	700円	4.3億円	1,400円～56,000円	1.1億円	5.4億円
高知県	500円	1.6億円	一律 500円	0.1億円	1.7億円
福岡県	500円	11.0億円	1,000円～40,000円	2.7億円	13.7億円
佐賀県	500円	1.9億円	1,000円～40,000円	0.5億円	2.4億円
長崎県	500円	3.2億円	1,000円～40,000円	0.6億円	3.8億円
熊本県	500円	4.0億円	1,000円～40,000円	0.9億円	4.9億円
大分県	500円	2.6億円	1,000円～40,000円	0.7億円	3.3億円
宮崎県	500円	2.5億円	1,000円～40,000円	0.6億円	3.1億円
鹿児島県	500円	3.6億円	1,000円～40,000円	0.8億円	4.4億円
横浜市	900円	16.5億円	4,500円～270,000円	9.8億円	26.3億円
計	—	262.0億円	—	57.0億円	319.0億円

標準税率 (H28)
 個人住民税 均等割：年額1,500円、所得割：4%
 法人住民税 均等割：資本金等の額に応じ、20,000円～800,000円
 個人住民税 均等割：年額3,500円、所得割：6%
 法人住民税 均等割：資本金等の額に応じ、50,000円～3,000,000円

※個人道府県民税及び個人市町村民税については、復興財源確保のため、標準税率を各500円引き上げている。
 ※京都府及び大阪府は平成28年度から超過課税を実施しているため、税収の欄は「—」と記載。